

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る帰県後のPCR検査実施要領（クラブチーム・その他団体）

### 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍においても安心・安全な学校教育活動が継続できるよう、クラブチーム・その他団体における活動のため、県外を訪れた児童・生徒、引率者等のうち希望者を対象にPCR検査を実施する。

### 2 期 間

令和5年3月末まで（随時）

### 3 対象者

山口市内各小・中学校に通学する児童・生徒、引率者等で、県外を訪れた者のうち検査を希望する者  
※山口市内各小・中学校には、附属小・中学校を含み、山口市民であることを問わない。

### 4 検査費用

無料（検査キットの郵送料含む）

### 5 検査方法

PCR検査キットを配付し唾液採取で行う（検査一式を民間業者へ委託）

### 6 手順

(1) 各クラブチーム・その他団体代表者（以下代表者という。）

- ・県外活動が行われる前にPCR検査希望者の人数を把握する。
- ・社会教育課に持参またはメール送信により、遅くとも行事实施の15日前までに、別添「PCR検査希望者数報告書」と「大会等の要項（大会名、日時、場所が分かるもの）」、「PCR検査希望者報告書児童・生徒・代表者等名簿（様式は実際に大会等に提出されている名簿可）」を提出する。

(2) 社会教育課

- ・各代表者から（1）の提出を受け、受託業者に発注する。

(3) 受注した受託業者

- ・代表者宛に、当該検査希望者数報告分のID一覧表をメール送信し、あわせて「検査キット」と「ご利用ガイド」を郵送する。

(4) 代表者

- ・受託業者からID一覧表が届き次第、エクセルファイルに希望者名等を入力する。
- ・受託業者から検査キットが届き次第、報告済みの各希望者に対し、保護者向け案内文書、該当するIDの検査キットとPCR検査確認書、同意書、検査申込書兼問診票、PCR検査利用規約、PCR検査依頼規約を配付する。

(5) 団員・引率者等

- ・代表者に対し、検査希望を取り下げる場合でも、PCR検査確認書を提出する。
- ・県外から帰県後に検体を採取し、検体採取後の検査キットと同意書、検査申込書兼問診票を受託業者の住所が明記され切手が貼付された箱に同封し、各自で受託事業者に郵送する。
- ・検査をしない場合は、未使用の検査キットを代表者に返却する。

(6) 代表者

- ・受託業者と社会教育課に対し、実施者等が記載されたID一覧表をメール送信する。
- ・社会教育課に未使用の検査キットを持参する。

(7) 受託業者

- ・医療機関を通じて、受領した検体を検査し、当該結果を次のとおり社会教育課へ報告する
  - ① 結果が「陰性」の場合は、文書報告のみとする。
  - ② 結果が「陽性」の場合は、電話連絡する。(後日、改めて文書で報告する。)
- ※医療機関は、当該被験者の保護者へ問診の連絡を行う。
- ・症状確認後、当該所在地の保健所へ「新型コロナウイルス感染症 発生届」を提出する。
  - ※社会教育課は、保護者に対し行動制限に関わるお願いと、保健所からの指示に従うことを伝える。

7 その他

- (1) 代表者は、PCR検査確認書に記載された個人情報の保護・取扱いには十分注意すること。  
なお、回収した「PCR検査確認書」は各団体で保管し、後日、社会教育課が回収する。